

# 神戸市立飛松中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学年・学級にも、そして誰にでも起こりうる。」という基本認識に立ち、本校のすべての生徒が、「いじめ」のない、楽しく心豊かな中学校生活を安心して送ることができるように、「神戸市立飛松中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、校訓「自治・協同・寛容」の精神を育むことを踏まえて、次の3つのポイントに重点を置く。

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行うこと。
- 「いじめ」の問題について、保護者・地域並びに神戸市子ども家庭センターその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。
- 生徒、教職員の人権感覚を高め、生徒同士、教職員同士、生徒と教職員などの校内における温かな人間関係を築き、風通しのよい学校づくりに励むこと。

## 1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【具体的ないじめの様態】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 【留意事項】

- ①「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所での被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ②インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさ

せてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等において、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、いじめ問題対策推進委員会で情報共有することは必要となる。

本校では「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、上記の「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、その生徒に寄り添う立場に立って、一方で上記の「いじめ」の定義により、逆に一方的に加害者扱いされる生徒を生み出すことのないよう配慮しながら、適切な方法で事実関係を確かめ、対応に当たることとする。

## 2. 教職員の意識と責務

### ①意識

学校教育に携わるすべての関係者は、いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていくことが必要である。

また、「いじめは人間の命に関わる問題であること」という認識をもつことが大切である。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめる側もいじめられる側も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることも理解しておかなければならない。

### ②責務

教職員は、すべての生徒がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者・地域・関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めなければならない。

生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第23条第1項に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、いじめ問題対策推進委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする責務を有する。

## 3. 教職員の姿勢

- (1) 生徒一人一人が自己有用感を持ち、自分の居場所を感じられるような学級・学年経営に努めるとともに、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 心の深いところで生命を大切に思う人間性や、自己尊重の精神・思いやりの心を育む道徳授業や学級指導の充実に努める。
- (3) 生徒が自己実現を図っていけるよう、日々授業改善に取り組む。
- (4) 諸活動を通じて、教職員が「いじめを絶対に許さない」姿勢を持っていることを生徒に示す。
- (5) 生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (6) 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (7) 「いじめ」の構造や問題の対処法などについてその理解を深めると同時に、特に、教職員自身が自己の人権感覚を磨き、常に自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を教職員が一人で抱え込まず、同僚や学年、管理職への協力・助言を求める意識を持つ。

組織として、さまざまなことを話しやすく、相談しやすい雰囲気を作る。

#### 4. 校内体制

「飛松中学校いじめ問題対策推進委員会」を設置する。

##### (1) 構成員

校長・教頭・関係教員・生徒指導係教員・各学年生徒指導係・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、いじめ問題に関する措置を実効的に行う関係者。

##### (2) 役割

- ①本校のいじめ防止等の取組に関することや、生徒・保護者へのいじめ防止啓発活動の計画作成。
- ②本校のいじめ対策の方針決定と活動状態の検証および改善。
- ③「いじめ」あるいは「いじめ」の可能性がある相談のあった場合、当該担任や部活動顧問、学年主任等関係職員を加えて、相談内容の把握と状況の円滑な情報共有および事実関係の迅速な把握。  
(いじめの相談・通報の集約)
- ④事実確認後の、関係生徒や保護者への対応・指導等についての協議と実践。

#### 5. 未然防止のために

##### (1) 生徒に対して

- ①学級や学校ならびに社会のルールを守る規範意識の醸成に努め、「自治」の意識を育む。
- ②学級・学年、学校が、ともに心と力を合わせて助け合う「協同」の場であり、生徒一人一人が、認め合い、大切にし合い、その一員として自覚できるような場となるよう努める。
- ③生徒一人一人がかげがえのない存在で、それぞれの命が大切であり、それぞれの個性や意見などが尊重されるべきものであるという「寛容」の心を道徳授業や学級活動等すべての教育活動を通して養う。
- ④授業改善に取り組み、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ⑤平成28年度より本校が実践してきた「育てる教育相談」の考え方や手法を継続活用することにより、問題の発生を未然予防したり、生徒の適応や自己成長を援助するよう努める。
- ⑥さまざまな活動の中で、全ての生徒が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つように育てる。
- ⑦第三者は存在しないことを徹底し、「いじめ」やその予兆を感じたらすぐに教職員や友達に伝えたり、止めさせたりすることの大切さを指導する。「知らせる」ことに罪悪感を持つ必要のないことや身近な出来事に「築気付かない」問題性についても合わせて指導する。

##### (2) 学校全体として

- ①教育活動全体を通じて「いじめを絶対に許さない」土壌を作る。
- ②生徒に対して、「いじめ」に関するアンケート調査を学期に1回以上実施し、定期的な教育相談で必ず話題にするとともに、生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。なお、アンケートについては、保存年限を守り、その内容についても生徒がいじめへの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいものとなるよう十分に協議の上作成する。
- ③教職員は、いじめチェックリストを活用して担任のみならず複数の目で生徒の状況を観察する。
- ④スクールカウンセラーや養護教諭の専門的な助言を軸に、教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに努める。
- ⑤年に複数回、「いじめ問題」に関する校内研修を行い、すべての教職員で「いじめ」の共通理解を図り、実践力を高める。

⑥生徒会活動や学級活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ問題」について考え、議論すること等のいじめ防止に関する活動を支援する。

⑦生徒が相談しやすい関係の構築に努め、定期的な教育相談のみならず、チャンスカウンセリングを重視・実践する体制の充実に努める。

⑧「生徒のいるところに先生が必ずいる」よう努め、積極的に声かけを行う。

### (3) 保護者・地域に対して

①生徒が発する変化のサインに気付いたら、すぐに学校へ相談することの大切さを伝える。

②学校・家庭・地域の連携を高めるとともに、本校におけるいじめ防止に向けた取組をはじめ、教育活動の様子を、学校ホームページ、学校だより、各種保護者会、ふれあい懇話会、地域諸会合等を通じて情報発信し、理解と協力を求める。

## 6. 早期発見に向けて

教職員は、「生徒のいるところに教師あり」の精神で、常に生徒と共に活動することを原則とし、ともに活動する中で未然防止に努める。そのほかに

(1) 教育相談週間を定期的に設定し、生徒が担任に悩みを相談できる時間を設ける。

(2) 生活ノートを活用し、生徒と担任が心を開いて思いを伝え合える関係作りに努める。

(3) 日常の学校生活の中で積極的言葉かけや直接的な触れ合いを大切にしながら、チャンスカウンセリングを意識して行う。

(4) 多くの教員で生徒一人一人を見守り、それぞれの気づきを共有する。

(5) 教職員による積極的な声かけによって、生徒に安心感を持たせる。

(6) 定期的なアンケート調査等の活用を通して、生徒の人間関係や学校生活他の悩み等の把握に努める。

(7) 心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとの連携、こうべつこ悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・子ども安全ホットライン」（24時間電話相談）の周知等により、生徒の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていく。

## 7. 早期対応について

(1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを生徒に伝える。

(2) 生徒や保護者の訴えを親身になって聴き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、守る姿勢をもって対応することを伝える。

(3) いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。さらに、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、迅速かつ組織的に対応する。

(4) 相談を受けた教職員は、生徒指導部長・学年総務・管理職に内容を報告する。全教職員が情報を共有し、「いじめ問題対策推進委員会」で対応を検討する。

(5) 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校と家庭が協力して解決に努め、まず、「いじめ」と見られる行為・態度を止めさせる。

(6) 再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導およびその保護者への支援を継続して行う。

(7) 状況によっては、教育委員会事務局（児童生徒係）・所轄警察署（須磨署）・少年サポートセンター（西部）と連携して対処する。

(8) 重大ないじめ事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、いじめ問題対策推進委員会にて協議を行い、必要に応じて警察に通報するとともに、学校においては、警察との連携の下、いじめられている生徒の安全の確保のために必要な措置を行い、事案の深刻化の防止を図る。

## 8. 特に配慮を要する生徒への対応

特に配慮を要する生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていく研修や、学校として必要な対応ができるよう支援する。

### 【特に配慮を要する生徒】

- ①海外から帰国した生徒・外国人の生徒・国際結婚の保護者をもつなど外国につながる生徒
- ②性同一障害や性的指向・性自認に関わる生徒
- ③各地での災害や事故等により被災した生徒や避難をしている生徒
- ④特別な事情があり、親元を離れて生活をする生徒 など

## 9. 特別な支援を要する生徒への対応

特別支援学級在籍生徒および通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」については、特に未然防止・早期発見・早期対応に十分配慮する。また、特別支援学級と通常の学級の交流及び協同学習を進める中で、相互理解と相互に尊重する精神を養い、一人一人の特性を生活に理解し、生徒を尊重する教育の推進に努める。

そのために、全教職員で情報を共有し、支援体制を構築していく。

## 10. インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス利用への対応

- (1) PCや携帯電話・スマートフォン等の利用に関するマナーやルール作りについて、保護者に協力を依頼する。
- (2) インターネットやソーシャルメディアの危険性に関する最新の情報を生徒・保護者に周知する。
- (3) 情報モラル教育を積極的に進めるために、兵庫県警サイバー犯罪対策課・少年サポートセンター等の関係機関との一層の連携を進める。
- (4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、内容によっては警察や法務局等の人権擁護機関等と連携して対応する。
- (5) インターネットやソーシャルメディア利用によるトラブルや悩み等について、すぐに相談できる専門機関や窓口を学校として、日ごろから確保しておく。

## 11. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも生徒の人間関係・生活状況を見守り、改善に向け導いていかなければならない。

## 12. 保護者・地域との連携

- (1) 保護者、PTAの組織、地域諸団体と連携し、また「HIT」（飛松中校区神戸っ子応援団）なども活用して、朝のあいさつ運動等諸活動に取り組む。
- (2) 東須磨・板宿両小学校と協力して、学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- (3) 小・中・高・特別支援学校間の連携により、児童生徒の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を行う。
- (4) PTAや地域諸会合で、学校がいじめの現状やそれに対する取組を発信して、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

## 13. 重大事態への対処

- (1) **いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、重大事態として捉え、教育委員会事務局に迅速に報告する。**
- (2) 教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設置し調査をする。なお、調査は①学校が主体となって行う場合、②教育委員会が主体となって行う場合がある。
- (3) 発生した事実を真摯に受け止め、事実関係を把握し、速やかに調査委員会へ調査結果を提出する。
- (4) いじめを受けた生徒・保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。
- (5) 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いらすらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

## 14. その他

- (1) 学校評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に必ず位置づける。
- (2) 教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価する。
- (3) この基本方針は、本校の状況に応じて「飛松中学校いじめ問題対策推進委員会」において点検と見直しを進め、適切に改訂を行う。

附記 平成26年3月20日 策定 平成31年4月26日 **一部改訂**